

今後、50人未満の小規模事業場もストレスチェックが義務対象に

ストレスチェック義務化 対策セミナー

令和8年に施行される労働安全衛生法等の改正のポイントを解説

第1部では、カスハラ対策や令和8年に施行される労働安全衛生法等の一部改正について、経営者が押さえるべきポイントをわかりやすく解説します。第2部では、今後、常用労働者50人未満の事業場にも義務化されるストレスチェックの内容と対応方法を紹介し、法令対応だけでなく、職場改善や離職防止につながる実践的な進め方を学びます。（セミナー終了後、希望者には個別相談あり）

セミナー詳細

第1部

労働安全衛生法等 の改正のポイント

（時間 13:30～14:00）

講師 千葉労働局
東金労働基準監督署 担当者

ハラスメント対策や令和8(2026)年1月1日から段階的に施行される労働安全衛生法等の改正についてポイントを説明します。

- ・カスハラを含むハラスメント防止対策
- ・個人事業者等の安全衛生対策の推進
- ・職場のメンタルヘルス対策の推進
- ・機械等による労働災害防止の促進
- ・高年齢労働者の労働災害防止の推進など



リーフレット

第2部

ストレスチェック 義務化対策セミナー

（時間 14:00～15:30）

講師 橋野由利子 氏
ジャイロ総合コンサルティング(株)
コンサルタント

今後のストレスチェック義務化に向け、小規模事業場が円滑に制度を導入できるよう実務対応を整理し、経営者・管理者が押さえるべきポイントを解説します。制度理解だけでなく、結果を活用した職場環境の改善や離職防止につながる実践的な方法も紹介し、自社で無理なく運用できる体制づくりを解説します。

日時

2月12日(木)

13:30～15:30

場所

東金商工会館4階中ホール

受講料

無料

（会員・非会員問わず）

対象者

中小企業経営者・管理職

定員

30名

申込み

電話・FAXでお申込み下さい。
詳細は裏面参照
締切：令和8年2月10日（火）

（主催）東金商工会議所 ☎0475-52-1101
（協力）東金市・千葉労働局

メンタルヘルスの不調は、従業員の意欲や業務効率、さらには離職率にも影響する重要な経営テーマです。

法令対応だけでなく、誰もが安心して働ける職場づくりを進めることが、企業の持続的な成長と組織の安定につながります。



ストレスチェック制度の流れ

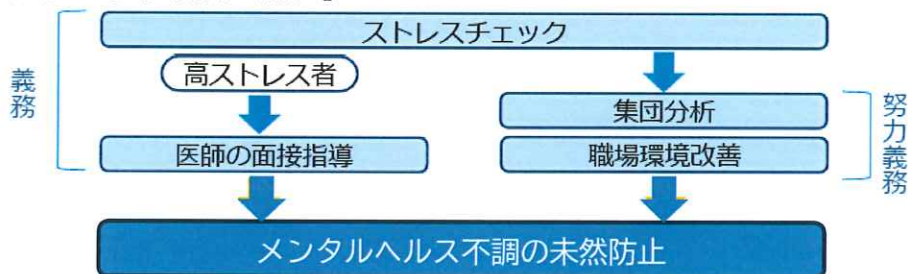
厚生労働省
リーフレットより抜粋



ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター（地さんぽ）の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】



◆◆◆◆◆【セミナーFAX申込書：申込期限 2月10日(火)】◆◆◆◆◆

東金商工会議所 (FAX) 0475-52-1105

事業所名		業 種	
住所		従業員数	_____人
TEL		FAX	
受講者名		受講者名	

※ご記入いただいた個人情報については、本セミナー申込みに関する受付名簿の作成及び申込者様へのご連絡今後のセミナー情報や経営に関する情報提供をさせていただく目的で使用します。